

計画策定年度	平成26年度 (平成28年度一部変更)
計画主体	幸田町

幸田町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 幸田町環境経済部産業振興課
所在地 愛知県額田郡幸田町大字菱池字元林1番地1
電話番号 0564-63-5121 (直通)
FAX 番号 0564-63-5129
メールアドレス sangyo@town.kota.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、カラス(ハシブト・ハシボソ)、カワウ、ドバト、キジバト、ムクドリ、ヒヨドリ、カルガモ、スズメ、ハクビシン、アライグマ、ヌートリア
計画期間	平成27年度～平成29年度
対象地域	愛知県額田郡幸田町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状:被害面積、被害数量、被害金額(平成26年度)

鳥獣の種類	被害面積:a	被害数量:Kg	被害金額:千円
イノシシ	775	51,318	9,498
カラス(ハシブト・ハシボソ)	239	37,876	6,710
カワウ、ドバト、キジバト、ムクドリ、ヒヨドリ、カルガモ、スズメ	62	6,171	2,308
ハクビシン、アライグマ、ヌートリア	125	18,093	6,221
合計	1,201	113,458	24,737

(2)被害の傾向

<p>(イノシシ)</p> <p>農作物被害の発生時期は、主に収穫期であり、農作物の食害、農地の掘り起こし等が発生している。山林近接地である里山が生息地となっており、里山を中心に被害が発生しているが、農地や民家周辺でも被害が拡大している。</p> <p>(鳥類)</p> <p>カラスによるぶどうなどの農作物への被害が深刻である。駆除要望が増加しているが、捕獲が困難であるため、今後最も被害が懸念される。他の鳥類による果樹などの被害もある。</p> <p>(ハクビシン、アライグマ、ヌートリア)</p> <p>農作物等への被害は、通年報告されている。特に、ハクビシンの被害報告や目撃情報が増えてきている。</p>
--

(3)被害の軽減目標

被害額・数量	現状値(平成 26 年度)	目標値(平成 29 年度)
農作物被害面積	1,201 a	840 a
農作物被害数量	113,458 kg	79,421 kg
農作物被害金額	24,737 千円	17,316 千円

※平成 26 年度の被害から 30%以上の減少を目標とした

(4)従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<p>【有害鳥獣捕獲業務】 幸田町から岡崎猟友会に有害鳥獣捕獲業務を委託。 捕獲期間:4月1日～翌年2月末日</p> <p>【捕獲檻貸与】 町でイノシシの捕獲檻を 20 基、ハクビシンなどの小動物捕獲檻を 14 基所有しており、設置・管理・処理を猟友会が行っている。</p> <p>【センサーカメラの導入】 町でセンサーカメラを 3 台所有しており、イノシシ等の動きを把握し有効な対応をしている。</p> <p>【カラス捕獲小屋の設置】 町内に 2 基設置しており、駆除を猟友会が行っている。</p>	<p>・高齢化による猟友会員の減少化傾向があり、捕獲従事者の育成が求められる。</p> <p>・わな猟免許の取得者が少なく、多数の捕獲檻等の管理が難しい状況にある。</p> <p>・捕獲檻の数に限りがあるため、効率的な貸与が必要である。</p> <p>・カラス被害に対して、小屋の数が少なく小屋の移動も難しいため、急な依頼に対応することができない。</p> <p>・半額は自己負担であり、農</p>

防護柵の設置等に関する取組	【防護柵購入支援】平成 22 年度より ・農産物被害を防止するための防護柵等の資材費に対し補助金を交付している。(獣害対策事業費補助金) 補助率＝資材費の 2 分の 1 以内。 上限 50 万円	家にとって負担が大きい。															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>距離(m)</th> <th>交付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>22</td> <td>9,685</td> <td>1,055,738</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>3,118</td> <td>649,625</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>868</td> <td>1,101,135</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>431</td> <td>57,892</td> </tr> </tbody> </table>		年度	距離(m)	交付額	22	9,685	1,055,738	23	3,118	649,625	24	868	1,101,135	25	431	57,892
	年度		距離(m)	交付額													
	22		9,685	1,055,738													
	23		3,118	649,625													
	24		868	1,101,135													
25	431	57,892															

(5) 今後の取組方針

- ・農家等から被害状況調査を行い、情報収集に努め、『捕獲』と『防御』の両方の取組みを地元住民、岡崎猟友会、町と連携して行う。
- ・被害調査の結果に基づいて、侵入防止柵を設置していく。
- ・捕獲従事者が減少傾向にあるので、狩猟免許取得にかかる費用を補助することで捕獲従事者人口の増加を目指す。
- ・捕獲従事者が増加するに比例して、捕獲檻を増やし捕獲向上をはかる。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

引き続き、幸田町と岡崎猟友会が連携して捕獲体制を整える。

(2) その他捕獲に関する取組み

年度	対象鳥獣	取組内容
27 年度	・イノシシ ・鳥類 ・ハクビシン、アライグマ、ヌートリア	・必要に応じ捕獲檻を追加導入する。 センサーカメラで被害状況を確認する。 ・猟友会への委託により、銃で駆除する。 カラスの捕獲小屋による捕獲駆除。 ・必要に応じ捕獲檻を追加導入する。
28 年度	同上	同上
29 年度	同上	同上

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
前年度の有害鳥獣駆除実績からの推定値により設定する。

(4) 対象鳥獣の捕獲計画

鳥 獣 名	H27 年度	H28 年度	H29 年度
イノシシ	50	100	120
カラス(ハシブト・ハシボソ)	160	160	160
カワウ	150	150	150
ドバト	5	5	5
キジバト	10	10	10
ムクドリ	5	5	5
ヒヨドリ	10	10	10
カルガモ	5	5	5
ハクビシン	20	20	20
アライグマ	5	5	5
ヌートリア	5	5	5

捕獲等の取組内容

捕獲等の取組内容
<p>町内全域に生息する有害鳥獣の捕獲は、鳥類は銃器・捕獲小屋で、獣類は捕獲檻等により実施する。</p> <p>銃器による捕獲は、地元住民に有害捕獲への理解を深めるとともに、銃所持者へ適正な使用について指導等を行う。</p> <p>とくにカラスは捕獲小屋で、大量捕獲を行なう。</p> <p>町内に設置してある捕獲檻を、より効率良く管理し、あるいは管理体制の見直しにより捕獲実績を増加させる。</p> <p>猟友会と地元住民及び農家が協力する捕獲体制の整備を進める。</p>

(5) 許可権限委譲事項

愛知県事務処理条例に基づき鳥獣捕獲許可事務は、愛知県より権限移譲済み

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

整備内容

鳥 獣 名	H27 年度・H28 年度・H29 年度
イノシシ	H27: 10km H28: 8km H29: 5km

(2) その他被害防止に関する取組

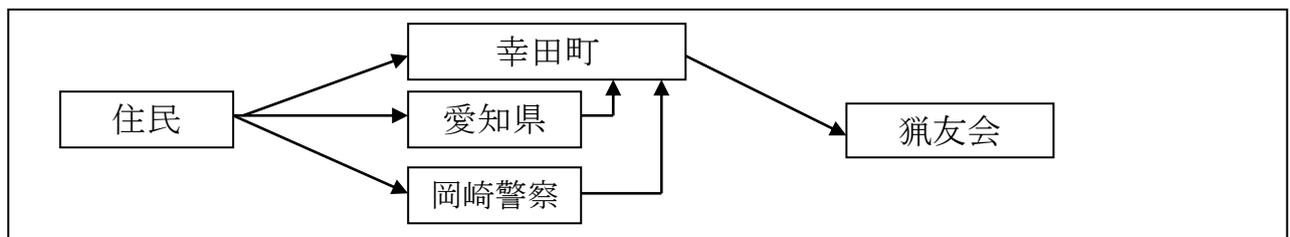
年度	対象鳥獣	取組内容
27 年度	イノシシ、カラス(ハシブト・ハシボソ)、カワウ、ドバト、キジバト、ムクドリ、ヒヨドリ、カルガモ、スズメ、ハクビシン、アライグマ、ヌートリア	・被害を与える鳥獣の生息状況の把握を進める。 ・狩猟免許の取得を促進する。 ・各鳥獣が嫌う、臭い・音・模様等、有効的な忌避方法を研究する。
28 年度	同上	同上
29 年度	同上	同上

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

幸田町鳥獣害対策協議会は、警察署、消防署等関連機関と連携して、猟友会の応援により、現場にてすみやかに追い払いや捕獲を行なうものとする。
愛知県西三河農林水産事務所農政課、農業改良普及課とは情報の交換をおこなう。

(2) 緊急時の連絡体制



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1)被害防止対策協議会に関する事項

協議会の名称	「幸田町鳥獣害対策協議会」
構成機関の名称	役割
西三河農林水産事務所農政課	農作物被害対策に関する指導・助言
西三河農林水産事務所農業改良普及課	農作物被害対策に関する指導・助言
幸田町農業委員会	農業被害情報の提供、対策の提案
あいち三河農業協同組合	農業被害情報の提供、対策の提案
愛知県農業共済組合	農業被害情報の提供、対策の提案
岡崎猟友会幸田支部	有害鳥獣捕獲、対策の提案
幸田町関係区長	被害情報の提供、対策の提案

(2)関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
西三河県民事務所環境保全課	鳥獣の保護管理に関する指導・助言

(3)その他被害防止施策の実施体制に関する事項

町民(地元住民)及び農家へ鳥獣被害対策について理解と協力を周知する

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲等をした対象鳥獣は埋却・焼却しており、今後も継続していく。

8. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

今後、被害状況や捕獲数が明らかになっていく中で、本被害防止計画が実態にそぐわないと判断されるときは、実態に合わせて修正を行う。